

基本項目について
(労働安全衛生法と高齢者医療確保法および40歳未満の必須項目一覧表)

徳洲会健康保険組合

	検査項目	労働安全衛生法 定期健診項目	高齢者医療確保法 (特定健診)	35～39歳 XMLデータ 必須項目	34歳以下 XMLデータ 必須項目
基本項目	既往歴	○	□	□	☆
	業務歴	○			
	自覚症状	○	□	□	☆
	他覚症状	○	□	□	☆
	身長	○注1	□	□	★
	体重	○	□	□	☆
	B M I	○	□	□	☆
	腹囲	○注2	□	□	★
	視力	○			
	聴力	○			
	胸部エックス線検査	○注3			
	喀痰検査	○注4			
	血圧	○	□	□	☆
	貧血検査	ヘマトクリット値	▲		
		血色素量	○注5 ▲		
		赤血球数	○注5 ▲		
	肝機能検査	A S T (G O T)	○注5 □	□	★
		A L T (G P T)	○注5 □	□	★
		γ-G T (γ-G T P)	○注5 □	□	★
	血中脂質検査	L D L コレステロール	○注5※ □※	□※	★※
		(N o n - H D L コレステロール) ※			
		H D L コレステロール	○注5 □	□	★
		空腹時血清トリグリセライド (採血時間〈食後〉の情報は必須)	○注5 □	□	★
		随時血清トリグリセライド (採血時間〈食後〉の情報は必須)			
	血糖検査	空腹時血糖 (採血時間〈食後〉の情報は必須)	いずれかの項目を実施 ○注5	いずれかの項目を実施 □	いずれかの項目を実施 □
		随時血糖 (採血時間〈食後〉の情報は必須。食直後〈食事開始時から3.5時間未満〉不可)			
		H b A 1 c			★
	尿検査	尿中の糖の検査	○	□	□
		尿中の蛋白の有無の検査	○	□	□
	心電図検査	○注5	▲		
	血清クレアチニン検査 (e G R F)	△	▲		
	質問票 (特定健康診査質問票参照)	◎	□	□	◎
	採血時間 (食後)	◎	□	□	◎
	便潜血検査				
	医師の診断 (判定)	○	□	□	☆
	医師の意見	○			
	医師の氏名	○	□	□	☆

※：空腹時血清トリグリセライド又は随時血清トリグリセライドが400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDLコレステロールに代えてNon-HDLコレステロール（総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの）で評価を行うことができる。

○：労働安全衛生法定期健康診断の必須項目

△：医師が必要と認めた場合に実施することが望ましい項目

▲：実施基準に該当し、医師が必要と認めた場合に実施する項目

◎：特定健康診査の検査項目であるため、問診票を活用して同時に聴取すべき項目

□：人間ドック基本項目（XMLデータ必須項目）、特定健診項目

☆：労働安全衛生法定期健康診断の必須項目で、データヘルスの為に健保組合へ提供すべき項目

★：労働安全衛生法定期健康診断の必須項目で、医師が必要でないとして認めるときは省略可だが、データヘルスの為に健保組合へ提供すべき項目

（裏面へ）

【労働安全衛生法 定期健診についての注釈】

注1：20歳以上で、医師が必要でないと認めるときは省略可

注2：以下の1～4の者について、医師が必要でないと認めるときは省略可

- 1 40歳未満（35歳を除く）の者
- 2 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者
- 3 BMI（BMI＝体重(kg)/身長(m)²）が20未満である者
- 4 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る）

注3：40歳未満の者については、以下の1～3以外の者で、医師が必要でないと認めるときは省略可

- 1 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者
- 2 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者
- 3 じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者

注4：次のいずれかにあてはまる者で、医師が必要でないと認めるときは省略可

- 1 胸部エックス線検査を上記により省略された者
- 2 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病の恐れがないと診断された者

注5：40歳未満（35歳を除く）の者で、医師が必要でないと認めるときは省略可

★「医師が必要でないと認める」とは

一律な省略ではなく、経時的な変化や自他覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略可能であると認める場合